

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 9 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ ヤマギシセツビ
 氏名又は名称 株式会社 山岸設備

住所 寝屋川市堀溝1丁目9-2
 ハウス錦段

代表者氏名 ヤマギシ ミチナリ
 フリガナ 山岸 導成

電話番号 072-823-3325

FAX番号 072-824-3218

メールアドレス bluewater2021@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 十 年 9 月 9 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 山岸設備
住 所 寝屋川市堀溝1丁目9-2
代表者 氏名 山岸 導成

代表取締役

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ やまぎせつび 株式会社 山岸設備		
住 所	寝屋川市堀溝1丁目9-2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 やまぎし みちなり 山岸 導成		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 山岸 謙悟	代表取締役 山岸 導成	
(3) 役員の氏名	監査役 田染 里佳子 取締役 — 取締役 —	監査役 — 取締役 田染 里佳子 取締役 田染 喜郎	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 千 年 九 月 九 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 山岸設備

住 所 寝屋川市堀溝1丁目9-2

代表者 氏名 山岸 導成
代表取締役

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号
株式会社山岸設備

会社法人等番号	1200-01-148796	
商 号	<u>山岸設備商会株式会社</u>	
	株式会社山岸設備	平成11年 3月16日変更
本 店	<u>大阪府寝屋川市堀溝一丁目12番5号</u>	
	大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号	平成 8年 7月27日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和54年1月29日	
目的	1、給排水衛生設備工事業 2、住宅設備器具施工販売 3、衛生設備器具販売 4、不動産売買業 5、建築請負業 6、建売業 7、タイル、れんが、ブロック工事業 8、前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	2万8000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 7000株	
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
	令和 3年 2月 5日廃止 令和 3年 2月 5日登記	
資本金の額	金1000万円	

大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号
株式会社山岸設備

株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない。</u>	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和 3年 2月 5日変更 令和 3年 2月 5日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>山 岸 謙 悟</u>	平成 27年 6月 28日重任 平成 27年 10月 2日登記 令和 2年 12月 15日辞任 令和 3年 2月 5日登記
	取締役 <u>山 岸 孝 子</u>	平成 27年 6月 28日重任 平成 27年 10月 2日登記
	取締役 <u>山 岸 導 成</u>	平成 27年 6月 28日重任 平成 27年 10月 2日登記
	取締役 <u>田 染 里 佳 子</u>	令和 3年 2月 5日就任 令和 3年 2月 5日登記
	取締役 <u>田 染 喜 郎</u>	令和 3年 10月 26日就任 令和 3年 11月 1日登記
	<u>大阪府寝屋川市若葉町20番16号</u> <u>代表取締役 山 岸 謙 悟</u>	平成 27年 6月 28日重任 平成 27年 10月 2日登記 令和 2年 12月 15日辞任 令和 3年 2月 5日登記
	<u>大阪府大東市氷野二丁目6番15号</u> <u>代表取締役 田 染 里 佳 子</u>	令和 3年 2月 5日就任 令和 3年 2月 5日登記 令和 3年 10月 26日辞任 令和 3年 11月 1日登記
	<u>大阪府四條畷市砂三丁目8番8号</u> <u>代表取締役 山 岸 導 成</u>	令和 3年 2月 5日就任 令和 3年 2月 5日登記

大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号
株式会社山岸設備

	大阪府大東市氷野二丁目6番15号 <u>代表取締役</u> 田 染 喜 郎	令和 3年10月26日就任 ----- 令和 3年11月 1日登記
	<u>監査役</u> 田 染 里 佳 子	平成27年 6月28日重任 ----- 平成27年10月 2日登記
		令和 3年 2月 5日退任 ----- 令和 3年 2月 5日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	----- 平成27年10月 2日登記 ----- 令和 3年 2月 5日廃止 ----- 令和 3年 2月 5日登記
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
		令和 3年 2月 5日廃止 令和 3年 2月 5日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
		令和 3年 2月 5日廃止 令和 3年 2月 5日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 2月17日移記



大阪府寝屋川市堀溝一丁目9番2号
株式会社山岸設備

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 4年 8月26日
大阪法務局守口出張所
登記官

高 井 幸 治



定 款



株式会社山岸設備

令和3年2月5日改訂

株式会社山岸設備定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社山岸設備と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、給排水衛生設備工事業
- 2、住宅設備器具施工販売
- 3、衛生設備器具販売
- 4、不動産売買業
- 5、建築請負業
- 6、建売業
- 7、タイル、れんが、ブロック工事業
- 8、前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府寝屋川市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、2万8000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 7 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の 3 日前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第 17 条 株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 19 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名以上を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。ただし、代表取締役が複数のときは、そのうち 1 名を社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

(取締役に対する報酬等)

第 26 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、あらかじめ公告して基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 経営統制

(コンプライアンス)

第30条 役員及び従業員は、法令、定款、株主総会の決議並びに社会倫理を遵守し、当会社のために忠実にその職務を行い、健全で透明・公正な事業活動を通じて、当会社の社会的責任を果たすことに努めなければならない。

(定款の見直し)

第31条 当会社は、定款の重要性を再確認するために、定時株主総会において当該定款の見直しをすることとする。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は株主若しくは役員の構成に変更があったとき、又は法令若しくは社会情勢が変化したときは、遅滞なく臨時株主総会を開催して、定款の見直しを検討しなくてはならない。

第7章 附 則

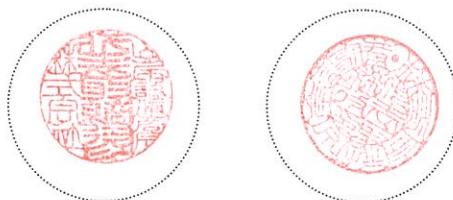
(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

令和4年9月9日

株式会社山岸設備
代表取締役 山岸 導成
代表取締役 田染 喜郎





令和 年 月 日

遅延理由書

住所 寝屋川市堀溝1丁目9-2

氏名 株式会社 山岸設備

代表者名 代表取締役 山岸 導成



本来ならば変更がありましたら、30日以内に届けなければならぬところ、
業務多忙のため届出書の提出が遅延致しましたこと申し訳ありませんでした。
今後、このような事が無いように努力しますので宜しく取り計らいのほど御願い
申し上げます。